

## 大津家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成29年1月16日（月）午後2時から午後4時30分まで

### 2 場所

大津家庭裁判所大会議室（本館1階）

### 3 出席者

（家庭裁判所委員）五十音順・敬称略

大鷹一郎，川口泰司，河野純子，小堀正広，清野歩，中山道雄，牧野耕次，村田省三

（事務担当者）

伊藤寛樹，森洋三，松阪茂，奥野浩一，山口光博，松田尚之，南條奈央子，大垣直人，石井智世，倉崎俊和

### 4 議事

#### (1) 委員の紹介

事務担当者から，前回委員会後に任命された大津家庭裁判所委員会委員の紹介があった。

#### (2) 前回委員会以後の裁判所における取組等

事務担当者から，前回委員会で委員から出された意見を踏まえて，裁判所が行った取組等について説明した（前回のテーマ：利用しやすい家庭裁判所について）。

##### ア 大津家庭裁判所庁舎内の案内表示について

目的別の総合案内板に案内図を加えたほか，正面玄関受付に「ご案内」と記載したプレートを備え置いたことを説明

##### イ 大津地方・家庭裁判所のウェブサイトについて

成年後見事件のページについて，バナーを設定したことを説明

#### (3) 意見交換

事務担当者から，大津家庭裁判所の少年審判手続における教育的な働きかけについてパワーポイントを用いて説明し，少年審判廷及び少年調査室の見学後，意見交換を行った。

発言要旨は，別紙のとおり

#### (4) 次回委員会の日程，テーマについて

次回の委員会は，平成29年7月7日（金）午後2時から午後4時30分までとする。また，テーマは「成年後見制度について」とする。

(別紙)

(発言要旨)

(■委員長, ○学識経験者, ◎弁護士委員, ◇裁判官委員, ▲事務担当者)

【少年事件における教育的な働きかけについて】

▲ 先ほどの説明に関連する統計データを紹介させていただく。

少年保護事件の新受件数は、10年前には、全国合計で20万件を超えていたが、平成27年には10万件を下回っている。当庁の新受件数は、全国と比較すると100分の1ほどの規模であるが、全国と同じような推移となっており、平成27年には1,000件を下回った。

次に、平成27年度の非行別新受人員の割合である。これは、どのような非行により家庭裁判所に係属することになったのかを表すものであるが、全国では、窃盗が全体の4分の1以上を占めており、その多くは、万引きや自転車盗である。次いで割合の多い横領・遺失物等横領の多くは、乗り捨ててある自転車を盗んだという内容が多い。当庁における非行別新受人員の割合では、窃盗が全体の3分の1を占めている。

最後は、一般保護事件の終局決定の割合についてである。保護観察、児童自立支援施設送致及び少年院送致の3類型を合わせて保護処分と呼ぶが、全国では、この保護処分が全体の2割弱となっているほか、審判不開始及び不処分を合計した割合が全体の3分の2を占めている。当庁においては、審判不開始及び不処分を合計した割合は全国とほぼ同じ割合であるが、そのうち不処分の割合は全国よりも高くなっている。

当庁では、保護処分に付さない場合にも審判を開き、より多くの少年、保護者に対して、裁判官が直接の働きかけを行う機会を設けている。家庭裁判所が受理した事件のうち、以前に少年事件が係属していた少年が対象となっている事件の割合を累非行率と呼ぶが、その全国の比率は、平成18年の約43パーセントから徐々に減少し、平成27年は約38パーセントとなっている。当庁の比率は、平成18年の約45パーセントから減少傾向にあり、平成27年は約30パーセントになっている。

なお、実務担当者としての感覚であるが、「万引き被害を考える講習」を受講した少年が再度非行を犯す割合はかなり少ないと感じている。

■ それでは、パワーポイントを用いた説明の内容、先ほどの少年審判廷等の見学、ただ今の統計データの紹介などを踏まえて、意見交換をお願いしたい。

○ 私共では「滋賀掃除に学ぶ会」という取組を行っている。これは、生徒、保護者や教員が協力して学校のトイレ掃除を行うボランティア活動である。小中学校を対象に年間30回ほど活動しており、2時間ほどをかけてトイレ掃除を行うと、汚かったトイレが相当きれいになる。参加した生徒は、「きれいになってうれしい。」「自宅でもやってみたい。」という感想を持つことが多い。当初は実施に苦勞している学校もあるが、何度も実施している学校では規律が正しくなっている様子も見受けられる。このような

活動に少年と保護者が一緒に参加してみるということも考えられるのではないかと感じた。

■ 植樹活動についても紹介いただきたい。

○ 琵琶湖周辺の清掃活動と植樹活動であり、「びわこ地球市民の森」において植樹活動と育樹のために雑草を刈る活動を行っている。現在は、植樹スペースが無くなったので、秋にヨシ植えを行って琵琶湖の環境保全に努めている。これらの活動は、社員とその家族を含めて400人ほどで行っている。

○ 家庭裁判所において教育的な働きかけを行うようになったのはいつ頃からか。また、どのような経緯で現在の教育プログラムが採用されたのか。

▲ 審判や、家裁調査官による面接・調査において、裁判官や家裁調査官が、少年や保護者に対して、被害者の思いを問いかけたり、今後の課題を考えさせるという教育的な働きかけは、家庭裁判所が発足したときから行っている。

先ほど説明した万引き被害を考える講習の受講や社会奉仕活動への参加は、いわば狭義の教育的な働きかけになる。三井寺の美化活動については、かつての家裁委員会において、三井寺から提案いただいたことがきっかけである。また、万引き被害を考える講習については、全国的に10年ほど前から行われている働きかけであるが、被害者の声を少年の更生に役立てることを目的としており、現在は、店舗の責任者の思いを直接少年に聞かせる形になっている。

○ 児童相談所では、再犯防止の教育のみではなく、子どもの成長全般に関与しているが、教材が充実しておらず、担当者が手探り状態で検討することが多い。最近では、活用できる心理教育のパッケージが増えてきているが、完成された教材を使用するだけでは、対象の少年に真に合致した教育にならないこともある。担当者は検討に長い時間をかけられない一方、少年のためによりよい働きかけをしてあげたいという思いも強い。家庭裁判所での働きかけにおいても、限られた機会の中で、どの分野を重点的に手当てするかについて苦労しているのではないかと思うが、現在のパッケージに至った経緯を教えてください。

▲ 三井寺の美化活動を取り上げて説明すると、特定の非行を犯した少年といった観点では選択しておらず、少年自身を観察して、この活動が立ち直りのきっかけになりうると思われた場合に実施している。一例としては、迷惑防止条例違反といった、被害者に直接謝罪することが難しい事例において実施している。一方、非行の度合いが進んでいて再犯可能性が高い少年には適合しにくい面もあるので、その少年にフィットした教育的な働きかけを行うことについては、日々工夫している。

万引き被害を考える講習や美化活動は一つのパッケージとして用意しているが、個々の少年に応じて、個別に心理テストを行ったり、怒りのコントロールワークを行ったりして、調査の中で適宜に集団型の働きかけと個別型の働きかけを組み合わせている。

○ 私の研究テーマである患者と看護師との関わりは、少年への働きかけと同じ側面があ

る。説明を聞いて、少年に応じたプログラムを選択する際には、家裁調査官の経験だけではなく一定の根拠に基づいて行っていると感じた。裁判所で行っている教育的な働きかけについて、当初は強制的なイメージを持っていたが、説明されたようなきめ細やかな働きかけが功を奏していると思う。

精神疾患によって問題を起こす人は多くいるが、患者にとっては、病気を抱えながら事実に直面するということが難しい。同様に、少年にとっては、未熟さを抱えながら自己の非行に直面することは難しいと思う。そのような中で、少年がきちんと自分に向き合えるような環境を整えるために家庭裁判所が働きかけを行っているということがよく理解できた。

また、怒りのコントロールワークには、アンガーマネージメントの知識や技能も取り入れているなど、決まったパッケージを当てはめるだけではなく、個々の少年に合った形で調整していると感じた。医療分野では、単に治療するだけではなく、回復していく過程を支えるパッケージや、患者の問題点に着目するのではなく、長所や強みを意識させてサポートするという方法論もあるので、このような視点も家庭裁判所は順次取り入れていくのだろうと思った。

- 子ども達は成長の過程にあり、精神的にも不安定であることから、そのような部分に配慮しながら苦勞して取り組んでいると感じた。成人に近い少年もいれば、小学生に近い少年もいると思うが、傾向として、どのような年齢層が多いのか。
- ▲ 正確な統計を持ち合わせていないので感覚的な説明になるが、窃盗については、14歳、15歳の年少者がやや多く、16歳以降は非行を卒業していく傾向にある。一方、粗暴、凶悪事案になると、17歳以降の年中者や年長者が多くなっている。
- 比率が高いのは中学生の層ということであったが、中学生になると、家庭的な問題などから勉強についていけない少年も出てくると思う。また、高校に進学してもすぐに退学してしまう者や、進学せずに就職する少年もいると思う。そのような少年に対しては、三井寺の美化活動のような、社会体験を通じて他人に喜んでもらうことを感じさせることが大切だと思う。
- 家裁調査官の説明は非常に分かりやすく、ソフトな印象であった。そこで、家裁調査官が学校に出向いて、生徒に話をしてみてもどうかと感じた。県内の学校は熱心なところが多く、キャリア教育として、色んな職業の人を呼んで話をしてもらったり、職場体験などを行っている。

私も長く記者をしているが、今回少年審判廷に初めて入った。一般人にとっては、家庭裁判所が少年事件を扱っているのは知っているだろうが、マスコミが報道する殺人や強盗などの重大事件のイメージが強く、6割以上が審判不開始や不処分になっていることや、少年を立ち直らせるために多くの手段を講じているということなどはほとんど知られていないと思う。家裁調査官が中学校や高校のキャリア教育の場に立ち、本日のような説明を行えば、まず、家庭裁判所に対する理解が深まると思う。また、話を聞いた

者の中には裁判所職員を目指す者もいるかもしれない。三井寺の美化活動は全国的に珍しいとのことであったが、珍しいことには報道機関が興味を持つ。テレビや新聞で紹介されると、より多くの者が理解するところとなり、今後、教育的な働きかけを拡充する際の協力先を開拓するきっかけにもなると思う。もっと、家庭裁判所や家裁調査官を売り込んでどうか。

■ 家庭裁判所では何をやっているかを社会全体に知ってもらうことが、様々な団体などからの情報提供や協力を得ることにつながる面はあると思う。現在の家裁調査官の講演活動の状況はどのようなものか。

▲ 中学校の生徒指導の研修会などに招かれ、教員に対して家庭裁判所や家裁調査官に関する話をするにはあるが、生徒に話をする機会はほとんどない。

なお、家裁調査官の採用試験の広報として大学に出向き、大学生に対して裁判所や家裁調査官の仕事の話をする機会はある。

■ 裁判所や家裁調査官を知ってもらうということには様々な効果があると思われるので、可能な部分から始めることを検討したい。

○ 滋賀県には学校支援メニューというものがあり、そこに登録すると学校の先生からの依頼が届くようになる。このような登録も間口を広げることにつながると思う。

◎ 付添人として少年審判に関わることが多い。少年に資力がなくても、日弁連の援助事業で弁護士が付添人に付くことができるため、たとえ親が希望しなくても、少年自身が望めば援助事業を活用して付添人として活動している。

少年審判に関わる際の教育的な働きかけについてはどの弁護士も悩んでおり、法律知識とは異なり、弁護士自身の人生観や価値観などが試されることになる。特に若手の弁護士であれば、自分の親と同世代の少年の親を相手に、その教育方法に対して意見することに抵抗感がある。私自身の経験としても、保護者と連携して少年に働きかけを行うことができたこともあれば、保護者の監督機能がほとんど期待できないような事案もあった。審判が出るまでの限られた期間で何ができるかを悩みながら活動している。

保護者の監督機能が期待できない事案においては、少年友の会の会員が付添人として活動しているケースがあると聞いているが、弁護士もその活動内容をほとんど知らない。滋賀弁護士会の子どもの権利委員会が少年審判を研究しているが、少年友の会と連携して付添人活動を質の高いものにできないかという観点から、お互いの活動内容を知ることから始めているところである。また、弁護士と少年友の会の会員の複数人が付添人になる事案もあると聞いており、それがどのような事案で、それぞれの付添人がどのような活動をしたのかも調査しているところである。

さらに、最近インターネットが発達しており、ネット上のトラブルが増している。インターネットの世界に低年齢の子どもがアクセスしていることから、その危険性を教育するという、これまでの倫理的な教育とは別次元の取組が必要だと思う。携帯ゲームの開発会社の中には、スマートフォンの危険性に関する講習を行っているところもある

ので、IT関連企業などのインターネットのプロにそのような講習を依頼してもいいのではないか。

- SNSなどインターネット上の結び付きが非行のきっかけになる事案は見られるのか。
- ▲ そのような事案は増えていると思う。違う学校の少年がインターネットでつながり、共犯関係になる事案も目立つようになっている。現段階では、インターネットの危険性については、家裁調査官が個別面接の中で触れるようにしている。今後は、集団講習に向くのかどうかといった検討も行い、必要に応じてツールを用意していきたい。
- 家裁調査官の視点からの教育的な働きかけのほかに、裁判官による審判段階での働きかけがある。この両方が機能することで、働きかけがより効果的なものになる。実際の審判ではどのようなことが行われていて、それが調査における働きかけとどのようにリンクしているのかについて説明されたい。
- ▲ 当事者同士が主張を交わし合い、それを裁判官が聞いているという訴訟のスタイルとは異なり、審判の場では、裁判官自身が質問して少年や保護者に発言を促す場面が多く、そのやり取りの中で、働きかけの効果を狙っている。家裁調査官から裁判官に報告される調査の過程で得られた情報の中には、家裁調査官が行った教育的な働きかけの内容や少年や保護者の応答振りも含まれている。その内容を踏まえて、審判の判断権者としての自分に何ができるかを考えて審判に臨んでいる。判断権者として発する言葉には重みがあり、少年が受ける感銘力も大きいものがあるので、警察段階、付添人段階、家裁調査官段階で行われた働きかけを仕上げるといった位置付けで、個別の少年ごとに検討して臨んでいる。他方で、委縮してしまう少年もいるので、そのような性格、個性に応じたやりとりを心掛けている。
- ◇ 少年審判では、裁判官は、刑事事件における検察官、弁護士、裁判官の3つの役割を一人で担わなければならない。少年に反省が見られなければ検察官役として言及し、親が無責任であれば弁護士役として真剣に考えるよう求め、最終的に少年院に送る判断をする場合は、少年院での過ごし方、意識の持ち方などについて裁判官として論ず必要がある。これは容易なことではないので、審判までに得ている情報を基に、内容をイメージし、この点は指摘する、この点は評価するといったシナリオのようなものを考えて臨んでいる。
- 今後、どのような教育的な働きかけが考えられるかについて意見をいただきたい。
- 掃除に学ぶ会の活動や会社の職場体験に参加してもらうことなどで、子ども達全般を育てていくことが求められると思う。
- 実体験は大事だと思う。また、樹木の手入れを行うことで樹木が元気になり、桜が咲いている期間が長くなるなどの結果が見える体験が効果的だと思う。農業体験のような、種を蒔くと野菜が実るなどの成長の喜びを感じてもらえるような取組はどうか。また、大津には寺社が多くあって、その代表者が集まる機会もあるので、そのような場で宣伝を行い、三井寺以外の受入先を開拓してはどうか。宗教家であれば教育的な働きかけに

も十分に意識してもらえと思うので、効果が高いと思う。

- 昨年6月に選挙権の年齢が18歳に引き下げられた。18歳で社会参加を求められる一方で、罪を犯した際には少年と扱われる。成人年齢自体を引き下げる動きもあるかもしれないが、少年に関する問題を広く考えてもらうためには、家庭裁判所がこれまでより多くの情報を発信していく必要があると思う。

以 上